

令和3年度

第8回第二農地部会定例会議事録

令和3年11月30日(火)

上越市市民プラザ 2階 第二会議室

令和3年度 第8回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和3年11月30日(火) 午後3時10分  
会 場 上越市市民プラザ2階 第二会議室

1 出席委員

(1) 農業委員(12名)

19番 上野 栄一	5番 岸田 健	1番 小山 一成
2番 五十嵐 隆一	9番 大滝 正秋	10番 滝沢 記一
17番 岩崎 欣一	18番 長瀬 一成	20番 竹原 よし子
21番 望月 博	22番 山本 誠信	24番 笠原 浩一

(2) 農地利用最適化推進委員(14名)

(安塚区) 高波 澄男、青田 俊一  
(浦川原区) 田鹿 敏行、井部 慎一  
(大島区) 高橋 三登一、田邊 清一  
(牧 区) 米川 尚登、中川 正道  
(柿崎区) 宮川 武彦、長井 恒夫  
(大潟区) 細谷 正夫  
(頸城区) 大島 伸一  
(吉川区) 中嶋 琢郎  
(三和区) 福原 弥

2 欠席委員

(1) 農業委員…なし

(2) 農地利用最適化推進委員…(牧 区) 金井 薫、(柿崎区) 小池 孝志  
(頸城区) 上井 康二、(吉川区) 常山 哲夫  
(三和区) 高橋 浩一の5名

3 職務のため出席

(1) 事務局員

安塚区駐在室	班 長	南雲 勇一	
浦川原区駐在室	副主任	江村 秀幸	
大島区駐在室	主 任	春谷 政男	
牧区駐在室	副主任	井田 義之	
柿崎区駐在室	室 長	小林 隆浩	主任 上田 良広
大潟区駐在室	班 長	佐藤 憲司	
頸城区駐在室	主 任	閨間 邦明	
吉川区駐在室	副主任	諏訪部 太	
三和区駐在室	班 長	中条 崇	
農業委員会事務局	農地係長	橋立 理	

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

17番 岩崎 欣一 20番 竹原 よし子

## (2) 審議案件

### ① 安塚区駐在室管内分

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について

### ② 浦川原区駐在室管内分

- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について
- 議案第3号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について

### ③ 大島区駐在室管内分

- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について

### ④ 牧区駐在室管内分

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について
- 議案第3号 実質化された人・農地プランの案に係る意見について

### ⑤ 柿崎区駐在室管内分

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について

### ⑥ 大潟区駐在室管内分

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

### ⑦ 頸城区駐在室管内分

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第3号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について

### ⑧ 吉川区駐在室管内分

- 報告第1号 農用地利用集積計画変更について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について

### ⑨ 三和区駐在室管内分

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について

柿崎区 駐在室長	<p>【1. 開会】 午後3時10分  それでは、これより令和3年度第8回第二農地部会定例会を開催いたします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【2. 部会長あいさつ】  会に先立ちまして、上野部会長からごあいさつをお願いいたします。</p> <p>(上野部会長あいさつ)</p>
柿崎区 駐在室長	<p>それでは、これより農業委員会会議規則により、上野部会長から議長として議事進行をお願いいたします。</p>
議 長	<p>【3. 資格審査報告】  事務局から資格審査報告をお願いします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>本日は、出席委員12名、欠席委員なしであり、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数19名の内、出席推進委員14名、欠席推進委員5名です。</p>
議 長	<p>【4. 議事録署名委員の指名】  次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。</p> <p>17番 岩崎 欣一 委員、20番 竹原 よし子 委員を指名いたします。</p>
議 長	<p>【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】  議事に入ります前に、先月の定例会で説明したとおり、コロナ禍でもあることから、しばらくの間、全員での唱和を休止し、代わりに代表者が憲章を読み上げますので、他の皆さんは、着座のまま、黙読をお願いいたします。</p> <p>それでは、21番 望月 博 委員に読み上げていただきます。</p> <p>望月委員、よろしく願いいたします。</p>
望月委員	<p>(上越市農業委員会憲章の読み上げ)</p>
議 長	<p>望月委員、ありがとうございました。</p>
議 長	<p>【6. 議事】  これより、議案等の審議に入ります。</p>

**〈安塚区駐在室の議案〉**

議 長

最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。

**〈報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について〉**

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

安塚区  
駐在室

安塚区駐在室です。よろしくお願いいたします。  
報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。議案書は1頁をご覧ください。番号2119番の1件です。  
合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ贈与するものです。  
なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

**〈議案第1号 農地法第3条許可申請について〉**

議 長

議案第1号「農地法第3条許可申請について」審議いたしますが、2頁、番号2102番は岩崎委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、岩崎委員は一時退席をお願いいたします。

(岩崎委員退席)

議 長

それでは、2頁、番号2102番の岩崎委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。

安塚区  
駐在室

議案第1号「農地法第3条許可申請について」岩崎委員に関連する案件についてご説明いたします。議案書は2頁をご覧ください。番号2102番の1件です。  
申請農地、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。  
埼玉県に在住する譲渡人が農地の処分を望んで譲受人に相談したところ合意に至ったことから、贈与により所有権移転するものです。  
譲受人の状況につきましては、別紙「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。なお、調査書の裏面に表記すべき許可要件の注意事項につきまして、印刷を失念したため、本日、配布させていただきました。併せてご覧ください

い。以上です

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

(岩崎委員復席)

議 長

続きまして、岩崎委員関連以外の案件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

安塚区  
駐在室

議案第1号「農地法第3条許可申請について」岩崎委員関連以外の案件についてご説明いたします。議案書は2頁をご覧ください。番号2103番の1件です。

申請農地、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

埼玉県に在住する譲渡人が農地の処分を望んで譲受人に相談したところ合意に至ったことから、贈与により所有権移転するものです。前段の報告第1号で説明しました関連案件です。

譲受人の状況につきましては、別紙「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。以上です

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

**<議案第2号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について>**

議 長

議案第2号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」事務局の説明を求めます。

安塚区  
駐在室

議案第2号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」ご説明いたします。  
議案書は、3頁をご覧ください。

番号1番から13番までの田13筆5,357.36㎡です。

「非農地判断」とは、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地について、農地法に規定される農地ではない旨の判断を行うことにより、「守るべき農地」を明確にし、農地利用の最適化を図るものです。農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんが利用状況調査を行った結果、明らかに山林、原野化しており、周囲の状況から農地としての復元が困難な農地として判断されたことから、農家台帳から削除するものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり農地に該当しないものと決定いたします。

**<<浦川原区駐在室の議案>>**

議 長

次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。

**<議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について>**

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

浦川原区  
駐在室

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。  
議案書は1頁をご覧ください。

1の利用権設定の内訳は、6年を超え10年以内が2件、借り手、貸し手共に2名です。利用権を設定する土地は、田7筆、7,384㎡で、再設定が2件です。

2の利用権移転、3の所有権移転はありません。

詳細については、2頁2579番から2580番までの2件を掲載しましたので、ご覧

ください。

これら 2 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」>

議 長

議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

浦川原区  
駐在室

議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」ご説明いたします。  
議案書は 3 頁をご覧ください。

1 の権利の設定の内訳は、期間は 10 年を超えるものが 3 件です。借り手人数 3 名で、権利を設定する土地は、田が 6 筆 5,721 m<sup>2</sup>、新規設定 3 件です。

2 の権利の移転はありません。

詳細については、4 頁 2538 番から 2540 番までの 3 件を掲載しましたので、ご覧ください。

それでは、新規の権利設定 3 件についてご説明いたします。

3 頁 2538 番から 2540 番までの 3 件は、全て人・農地プランに登載された担い手の方が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。



(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

<議案第3号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」>

議 長

議案第3号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」事務局の説明を求めます。

浦川原区  
駐在室

議案第3号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、ご説明いたします。議案書は5頁をご覧ください。

浦川原区管内は、番号1番から501番までの501件、179,824.70㎡を非農地として判断し、農地台帳から削除するものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり農地に該当しないものと決定いたします。

<<大島区駐在室の議案>>

議 長

次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。

<議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

大島区  
駐在室

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。議案書は1頁をご覧ください。

1の利用権設定の内訳は、3年以内が5件、3年を超え6年以内が1件で、合計6件です。借り手人数5名、貸し手人数6名です。

利用権を設定する土地は、地目が「田」26筆16,126㎡で、再設定6件です。

2の利用権移転、3の所有権移転はありません。

詳細については、2頁2981番から3頁2986番までの6件を掲載しましたので、ご覧ください。

これら 6 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

#### <議案第 2 号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について>

議 長

議案第 2 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」事務局の説明を求めます。

大島区  
駐在室

議案第 2 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」ご説明いたします。議案書は 4 頁をご覧ください。

大島区管内は、番号 1 番から 9 番までの 9 件、7,106 m<sup>2</sup>を非農地として判断し、農地台帳から削除するものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり農地に該当しないものと決定いたします。

#### <牧区駐在室の議案>

議 長

次に牧区駐在室管内分の案件を審議します。

#### <報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について>

議 長	<p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>牧区 駐在室</p>	<p>牧区駐在室です。よろしくお願いいたします。</p> <p>説明の前に議案の訂正をお願いいたします。1 頁、3314 番備考欄の他者へ売却の後ろに予定と付記をお願いいたします。</p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」説明いたします。議案書は 1 頁をご覧ください。番号 3314 番の 1 件です。</p> <p>合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ売却予定です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p><b>&lt;議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について&gt;</b></p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」審議いたしますが、3 頁、番号 3363 番は、長瀬委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、長瀬委員は一時退席をお願いいたします。</p> <p>(長瀬委員退席)</p>
議 長	<p>それでは、3 頁、番号 3363 番の長瀬委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>牧 区 駐在室</p>	<p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」長瀬委員に関連する案件について説明いたします。議案書は 2 頁をご覧ください。</p> <p>1 の利用権設定の内訳は、3 年以内が 1 件、借り手、貸し手共に 1 名で、利用権を設定する土地は、田 5 筆、3,323 m<sup>2</sup>で、再設定です。</p> <p>2 の利用権移転、3 の所有権移転はありません。</p> <p>詳細については、3 頁番号 3363 番に掲載しましたので、ご覧ください。</p> <p>なお、この案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>

(「ありません」の声あり)

議 長

質問等がないようですので、番号 3363 番を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、番号 3363 番は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

(長瀬委員復席)

議 長

続きまして、長瀬委員関連以外の案件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

牧 区  
駐在室

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」長瀬委員関連以外の案件についてご説明いたします。議案書は 2 頁をご覧ください。

1 の利用権設定の内容は、6 年を超え 10 年以内が 2 件で、借り手、貸し手共に 2 名です。利用権を設定する土地は、田 10 筆 5,587 m<sup>2</sup>、畑 7 筆 3,313 m<sup>2</sup>で、再設定 2 件です。2 の利用権移転、3 の所有権移転はありません。

詳細については、4 頁、3364 番から 3365 番までの 2 件を掲載いたしましたので、ご覧ください。

なお、これら 2 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第 2 号 「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」>

議 長

議案第 2 号 「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」事務局の説明を求

めます。

牧 区  
駐在室

議案 2 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、ご説明いたします。  
議案書は 5 頁をご覧ください。

牧区管内は、番号 1 番から 1095 番までの 1,095 件、349,873.18 m<sup>2</sup>を非農地として判断し、農地台帳から削除するものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり農地に該当しないものと決定いたします。

**<議案第 3 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」>**

議 長

議案第 3 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

牧 区  
駐在室

議案第 3 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」説明いたします。議案書は 53 頁をご覧ください。

今回の実質化された人・農地プラン 1 件は、離農により、農地の出し手を追加すると共に、今後中心経営体が引き受ける耕作面積などを修正することから、実質化された人・農地プランの変更を行うものです。

詳細については、お手元に配布しました別冊の個票をご覧ください。

なお、変更箇所については、アンダーラインを引いてあります。

それでは、実質化された人・農地プランの変更について説明いたします。

番号 1 番、棚広新田地区は、地区内の過半の農地が中心経営体へ集約されており、「実質化された人・農地プラン」となっています。地区内において、離農される農家が農地中間管理機構を通じ、農地の貸し付けを希望されていることから、中心経営体へ集約することとしています。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

≪柿崎区駐在室の議案≫

議 長

次に柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。

<報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について>

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

柿崎区

柿崎区駐在室です。よろしくお願いたします。

駐在室

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」説明いたします。議案書は1頁をご覧ください。番号3716番から3722番までの7件です。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、7件とも他者へ貸付ですが、うち一部他者へ貸付予定が4件です。

なお、備考欄に記載した頁数と番号は、関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

柿崎区

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。

駐在室

議案書は2頁をご覧ください。

1の利用権設定の内訳は、3年以内が13件、3年を超え6年以内が2件、6年を超え10年以内が9件で、計24件、借り手人数12名、貸し手人数24名です。

利用権を設定する土地は、地目が田80筆94,278㎡、畑6筆2,308㎡で、再設定10件、新規設定14件です。

2の利用権移転、3の所有権移転はありません。

詳細については、3頁3908番から7頁3931番までの24件を掲載しましたので、ご覧ください。

それでは、新規の利用権設定14件について説明いたします。

議案書は4頁をご覧ください。

番号3917番、3919番、7頁3929番、3931番の4件は、労力不足のため、地域の担い手へ貸し付けるものです。

番号3918番、3920番、6頁3923番、3924番、3925番、7頁3930番の6件は、前段の報告第1号で説明しました関連案件です。

3918番、3919番は、譲受人がスペイン南部グラナダ出身であり、柿崎区の地域おこし協力隊を経て黒岩集落で農業経営をしています。

5頁3922番は、これまで借り手との間で利用権を設定されていましたが、更新手続きが遅れたため、新たに利用権を設定するものです。

6頁3926番、3927番、3928番の3件は、これまで借り手との間で利用権を設定されていましたが、契約期間満了を迎えることから、新たに利用権を設定するものです。

これら24件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

#### <議案第2号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」>

議 長

議案第2号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」事務局の説明を求めます。

柿崎区  
駐在室

議案2号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」説明いたします。

議案書は8頁をご覧ください。

柿崎区管内は、番号1番から41番までの41件、7,398.88㎡を非農地として判断し、農地台帳から削除するものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり農地に該当しないものと決定いたします。

**≪大潟区駐在室の議案≫**

議 長

次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。

**＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞**

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

大潟区  
駐在室

大潟区駐在室です。宜しく申し上げます。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。議案書は1頁をご覧ください。

番号4637番から4639番までの3件です。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付予定です。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので本件について承認します。

**＜報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について**

議 長

報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。

大潟区  
駐在室

報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」ご報告いたします。



議案書は2頁をご覧ください。

番号4641番の1件です。大潟区渋柿浜地内の登記簿地目「畑」、面積439㎡を一般個人住宅として利用するため売買するものです。位置図は3頁に掲載しましたのでご覧ください。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので本件について承認します。

#### <議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

大潟区  
駐在室

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。

議案書は4頁をご覧ください。

1の利用権設定の内訳は、6年を超え10年以内が3件、借り手人数1名、貸し手人数3名です。利用権を設定する土地は、田が5筆、9,863㎡で、新規設定3件です。2の利用権移転はありません。

詳細については、6頁4659番から4661番までの3件を掲載しましたので、ご覧ください。

3の所有権移転は、件数1件で、買い手、売り手共に1名です。

所有権を移転する土地は、田が1筆、2,680㎡です。

はじめに所有権移転についてご説明します。

議案書は5頁をご覧ください。

番号4662番は、譲渡人が財産整理のため、これまで利用権を設定していた譲受人に売買により所有権を移転するものです。

次に新規の利用権設定3件についてご説明します。

議案書は6頁をご覧ください。

番号4659番から4661番までの3件は、いずれも、労力不足により、地域の担い手である法人と利用権を設定するものです。

これら4件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

**＜頸城区駐在室の議案＞**

議 長

次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。

**＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞**

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

頸城区  
駐在室

頸城区駐在室です。よろしくお願いたします

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。議案書は1頁をご覧ください。番号5320番から5338番までの19件です。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付予定13件、他者へ貸付5件、同一人への贈与が1件です。

なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

**＜議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について＞**

議 長

議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。

頸城区  
駐在室

議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」説明いたします。

議案書は4頁をご覧ください。番号5309番の1件です。

頸城区手島地内の農地を「一般個人住宅」として利用するものです。

5頁に位置図、6頁に土地利用計画図を添付しましたので併せてご覧ください。

申請者は、現在妻の両親と同居しておりますが、生活スペースが手狭になったこ

とから、申請農地に使用貸借権を設定し、住宅を建築するものです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地に該当することから、第2種農地と判断いたしました。

工期は、令和3年6月1日から令和3年12月31日までです。

転用に当たり、生活雑排水は農業集落排水により処理し、雨水は道路側溝へ排水することから、周辺農地に影響を及ぼす恐れはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。

なお、本案件につきましては、譲受人、譲渡人双方ともに農地法への理解がなく、許可を得ないまま工事を開始しており、違反転用の状態でありました。

今回の許可申請にあわせ、これまでの経緯、並びに今後、農地法を遵守する旨を誓約した顛末書の提出を受けておりますので、申し添えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

#### <議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」審議いたしますが、10頁、番号5383番は、山本委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、山本委員は一時退席をお願いいたします。

(山本委員退席)

議 長

それでは、10頁、番号5383番の山本委員に関連する案件について事務局の説明を求めます。

頸城区  
駐在室

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」山本委員に関連する案件について説明いたします。議案書7頁をご覧ください。

1の利用権設定の内訳は、3年を超え6年以内が1件、借り手、貸し手共に1名で、利用権を設定する土地は、田3筆、2,580㎡で、新規設定です。

詳細については、10頁番号5383番に掲載しましたので、ご覧ください。

これまで近隣の農業者に貸し付けていましたが、離農に伴い、新たに地域の認定

農業者に貸し付けるものです。

なお、この案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

質問等がないようですので、番号 5383 番を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、番号 5383 番は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

(山本委員復席)

議 長

続きまして、山本委員関連以外の案件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

頸城区  
駐在室

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」山本委員関連以外の案件について、説明いたします。議案書は 7 頁をご覧ください。

1 の利用権設定の内訳は、3 年以内が 1 件、3 年を超え 6 年以内が 7 件、6 年を超え 10 年以内が 3 件で、計 11 件、借り手人数 7 名、貸し手人数 11 名です。

利用権を設定する土地は、田 23 筆、50,841 m<sup>2</sup>で、再設定 4 件、新規設定 7 件です。2 の利用権移転はありません。

詳細については、9 頁 5378 番から 12 頁 5389 番までの 11 件を掲載しましたので、ご覧ください。

3 の所有権移転は、件数は 3 件で、買い手、売り手共に 3 名です。

所有権を移転する土地は、田 12 筆 13,552 m<sup>2</sup>、畑 1 筆 244 m<sup>2</sup>です。

はじめに所有権移転の明細について説明いたします。

議案書は 8 頁をご覧ください。

番号 5390 番から 5392 番までの 3 件です。

番号 5390 番及び 5392 番は、買い手の規模拡大要望により、売買するものであり、双方協議により対価額を総額で決定したため、10 アール当りの単価については端数が生じます。

番号 5391 番は、譲渡人が財産整理のため、これまで賃借権を設定していた譲受人

へ贈与により所有権を移転するものであり、前段の報告第1号で説明しました関連案件です。

次に新規の利用権設定7件について説明します。

議案書10頁をご覧ください。

番号5381番は、労力不足のため、地域の認定農業者へ貸し付けるものです。

9頁5378番、10頁5382番、5384番、5385番、11頁5386番、12頁5389番の6件は、前段の報告第1号で説明しました関連案件です。

なお、これら14件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

### <議案第3号「利用状況調査に基づく非農地判断について」>

議 長

議案第3号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」事務局の説明を求めます。

頸城区  
駐在室

議案第3号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、ご説明いたします。議案書は13頁をご覧ください。

頸城区管内は、番号1番から14番までの14件、2,532.21㎡を非農地として判断し、農地台帳から削除するものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり農地に該当しないものと決定いたします。

**＜吉川区駐在室の議案＞**

議 長

次に吉川区駐在室管内分の案件を審議します。

**＜報告第1号 農用地利用集積計画変更について＞**

議 長

報告第1号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。

吉川区  
駐在室

吉川区駐在室です。よろしくお願いたします。  
報告第1号「農用地利用集積計画変更について」説明いたします。  
議案書は1頁をご覧ください。番号6266番の1件です。  
小作料の見直しによる額の変更です。小作料以外の変更事項はありません。  
以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

**＜議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞**

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

吉川区  
駐在室

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。  
議案書は2頁をご覧ください。  
1の利用権設定の内訳は、3年以内が8件、3年を超え6年以内が1件、6年を超え10年以内が3件で、計12件、借り手人数11名、貸し手人数12名です。  
利用権を設定する土地は、田24筆、35,122㎡、畑3筆、1,550㎡で、再設定10件、新規設定2件です。  
2の利用権移転はありません。  
詳細については、4頁、6399番から7頁6410番までの12件を掲載しましたので、ご覧ください。  
3の所有権移転は、件数は2件で、買い手、売り手共に2名です。  
所有権を移転する土地は、田2筆、2,689㎡、畑1筆、188㎡、雑種地1筆、158㎡です。  
はじめに所有権移転の明細について説明いたします。

議案書は3頁をご覧ください。番号6411番から6412番までの2件です。  
いずれも資産整理のため、贈与により所有権移転するものです。  
次に新規の利用権設定2件について説明いたします。  
議案書は7頁をご覧ください。

番号6408番は、譲受人の耕作している圃場に隣接しており、耕作上利便性が良くなることから、新たに利用権を設定するものです。6410番は、先月の農地部会へご報告した合意解約の関連案件です。前耕作者が亡くなられたことから、返還を受けた土地を地域の認定農業者へ貸し付けるものです。

これら14件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

#### <議案第2号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について>

議 長

議案第2号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」事務局の説明を求めます。

吉川区  
駐在室

議案第2号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」ご説明いたします。  
議案書は8頁をご覧ください。

吉川区管内は、番号1番から40番までの40件、12,022㎡を非農地として判断し、農地台帳から削除するものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり農地に該当しないものと決定いたします。

≪三和区駐在室の議案≫

議 長

次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。

<報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について>

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

三和区  
駐在室

三和区駐在室です。よろしくお願いいたします。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。議案書は1頁をご覧ください。番号8616番の1件です。

合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者への所有権移転です。

なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件について、承認いたします。

<議案第1号 農地法第3条許可申請について>

議 長

議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。

三和区  
駐在室

議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。

議案書は2頁をご覧ください。番号8604番の1件です。

申請農地、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

譲渡人の要望により、経営規模拡大を図る譲受人に贈与により所有権移転するものです。

譲受人の状況につきましては、議案の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。



(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします

**<議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について>**

議 長

議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。

三和区  
駐在室

議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」説明いたします。

議案書は3頁をご覧ください。番号8605番の1件です。

三和区今保地内の農地を「防火水槽用地」として整備するものです。

4頁に位置図、5頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

申請農地は、三和区今保地内の「田」1筆2,167㎡の内、71.6㎡です。

転用目的は、県営圃場基盤整備事業・三和中部第一地区の施工に伴い、土地改良事業の創設非農用地換地により、防火水槽用地を確保したことから、申請農地に防火水槽を整備するものです。

申請農地は、圃場整備された10ヘクタール以上の一団の農地に接しているため、良好な営農条件を備えている第1種農地に該当しますが、土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域と定められた区域内にある土地を当該土地改良事業計画に定められた用途に供する行為に該当するものです。

土地利用計画は、40㎡級の防火水槽を地下に埋設するもので、地上部に給水管が設置される仕様となっています。

給水管の構造図を6頁に添付しましたので、ご覧ください。

転用にあたり、雨水は市道に接した道路側溝へ排水することから、周辺農地などに影響を及ぼす恐れはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。

なお、本案件につきましては、農地転用許可を得ずに「防火水槽用地」として使用していたため、違反転用の状態でありました。

原因については、公共性の高い土地改良事業であることや、「創設非農用地」という言葉から関係者が農地転用の申請は必要ないものと思込み、工事が行われたものです。今回、違反状態を是正するため、顛末書を添付し、申請に至りました。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

三和区  
駐在室

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。  
議案書は7頁をご覧ください。

1の利用権設定の内訳は、6年を超え10年以内が2件で、借り手、貸し手共に2名です。利用権を設定する土地は、田が4筆14,476㎡、再設定、新規設定共に1件です。2の利用権移転、3の所有権移転はありません。

詳細については、8頁8668番から8669番までの2件を掲載いたしましたので、ご覧ください。

それでは、新規の利用権設定1件について説明いたします。

議案書は8頁をご覧ください。

8頁8669番は、離農に伴い、地域の認定農業者へ貸し付けるものです。

なお、これら2件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

議 長

以上で、用意された議案の審議は終了しました。

	他に事務局、または委員の皆さん、何かありますか。
議 長	何もないようですので、この後の進行は事務局に代わります。長時間のご審議、ご苦勞様でした。
	【7. その他】
柿崎区 駐在室長	上野部会長、ありがとうございました。 次に「7. その他」ですが、委員の皆さんから何かありましたらお願いします。
浦川原区 大滝委員	「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」第二農地部会では、大瀨区と三和区を除く全区から提出され、1,713筆、564,114㎡と大きな面積となっている。関わった農業委員、推進委員及び事務局は、本当にご苦勞様でした。 そこで、内容を見ると所有者の住所が市内の方もいるが県外の方もいる。今後、所有者宛に農家台帳から除外する旨の通知を出すと思うが、それが所有者に届けばよいが、宛名不在で戻ってきた場合、所有者が受け取って了解したことになるが、どうなるのか。今後、高齢化等により農地が荒れ、非農地判断の件数も増えると思うが、対応の仕方をお聞きしたい。
上野部会長	確かにそうである。また、通知を出しても非農地の申請（地目変更の手続き）をしない方がいる。その扱いをどうするか、併せて事務局にお聞きした。
事務局 橋立係長	非農地判断について、これから所有者宛に非農地判断をした旨の通知書を送付しますが、その通知が届かなかったからといって、非農地判断が覆ることはありません。農地部会の決定により非農地と判断されます。 通知が届かなかった場合ですが、所有者が亡くなっていた場合は、相続人に送付しますし、転居された場合は、できる限り転居先の探索を行い送付する努力をしています。
上野部会長	今回、非農地判断された農地は、非農地として処理されるのか、再度、調査することはないということによいか。
事務局 橋立係長	今回、非農地と判断された農地については、農家台帳から削除します。 地目変更については、非農地判断をした旨の通知書に登記手続の依頼文を同封し、速やかな手続きをお願いする予定です。 また、病気やケガ、遠方に居住しているなど様々理由で手続きが遅れている方もおられると思います。手続き未了の方については、農地相談などの際に手続きするように指示しております。
	【8. 部会長職務代理あいさつ】

柿崎区 駐在室長	閉会のごあいさつを職務代理の岸田委員からお願いいたします。  (岸田職務代理あいさつ)
柿崎区 駐在室長	<b>【9. 閉会】</b> 以上をもちまして、令和3年度第8回第二農地部会定例会を閉会いたします。 皆様、お疲れ様でした。

午後4時15分終了